

(証券コード 3928)

平成28年3月4日

株 主 各 位

東京都港区北青山二丁目11番3号  
A-PLACE青山  
株 式 会 社 マ イ ネ ッ ト  
代表取締役社長 上原 仁

## 第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月22日（火曜日）午後7時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成28年3月23日（水曜日）午後1時30分
2. 場 所 東京都港区北青山二丁目11番3号  
A-PLACE青山3階 当会社会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 第10期（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）  
事業報告及び計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                     |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件            |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件          |

以上

---

当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://mynet.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 事業報告

第10期 (自平成27年1月1日  
至平成27年12月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における日本経済は、現政権による経済対策や日銀による金融政策等により企業収益や雇用情勢に回復の兆しがみられたものの、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念等の海外要因により依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、スマートフォンゲーム市場はネイティブアプリを中心に引き続き拡大が見込まれているものの、大手ゲーム事業者による寡占化が進行し、二極化が鮮明となっております。このような業界の成熟化を背景に、当社が属するスマートフォンゲームのセカンダリ市場(注1)は、平成28年には563億円、平成29年については1,056億円と今後の拡大が予測されております(株式会社シードプランニング「2015年7月15日プレスリリース」より)。

このような状況のもと、当社はリビルド事業(注2)において新規タイトルの獲得に注力してまいりました。当期13タイトルの新規タイトルを獲得し、当期末現在、買収8タイトル(前期末比7タイトル増)、協業8タイトル(同5タイトル増)、自社ゲーム2タイトル(同1タイトル減)の計18タイトルのスマートフォンゲームを運営しております。

加えて、9月にはビジュアルキャラクターゲーム(注3)を運営するゲーム事業者に向けて当社が提供している相互送客ネットワークであるCroPro(クロプロ)のサービスを正式にリリースいたしました。当期末現在、参加ゲーム事業者は67社となっております。独自の集客基盤であるCroPro(クロプロ)によりリビルド後タイトルの利益最大化を図れる仕組みを持つことが当社のセカンダリ市場における大きな強みとなっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,964,029千円(前事業年度比198.4%増)、営業利益は145,260千円(同7,104.4%増)、経常利益は131,533千円(同23,049.8%増)、当期純利益は95,443千円(同841.6%増)となりました。

なお、当社はスマートフォンゲーム事業の単一セグメントであります。サービス別の売上は下記のようにしております。

サ ー ビ ス の 名 称	売 上 高 (千 円)
リ ビ ル ド 事 業 (買 収)	1,449,307
リ ビ ル ド 事 業 (協 業)	963,935
自 社 ゲ ー ム 事 業	548,487
そ の 他	2,299
合計	2,964,029

- (注) 1. 「セカンダリ市場」とは、スマートフォンゲームタイトルの買収・協業の二次取引により形成される市場を意味しております。
2. 「リビルド事業」とは、スマートフォンゲーム事業において買収、協業によって取得したゲームタイトルを再生・再構築し、運営を行うことです。
3. 「ビジュアルキャラクターゲーム」とは、「ゲーム内に美麗なキャラクターが登場し、ユーザーがキャラクターの入手と活用を目的にプレイや課金を行うゲーム」と当社では定義しております。
4. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は83,851千円であり、その主なものは、本社移転に伴う内装設備工事等によるものであります。

## (3) 資金調達等の状況

平成27年10月に株式会社三井住友銀行より、96,000千円の借入を実施いたしました。

また、当事業年度において、第三者割当増資を行い、総額883,141千円の資金調達を行いました。

さらに、東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による600,000株の新株発行により927,360千円、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資128,100株により197,991千円の資金を調達いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

##### ① スマートフォンゲーム事業における展開

当社が属するスマートフォンゲーム市場は、ネイティブアプリを主力として今後も更なる拡大が見込まれています。その拡大に伴って市場参入者が増加し企業間の競争が激化しており、ゲーム事業者による人員再配置ニーズや開発資金調達ニーズは増加する傾向にあります。また、市場から撤退する事業者も増加する傾向にあります。

当社がこのような市場環境に適応してセカンダリ事業者として持続的な成長を遂げるためには、市場のニーズに即したスマートフォンゲームをコンスタントに獲得することが必要となります。そのためにもゲームタイトルの将来予測モデル精度を更に向上させて、ゲーム事業者との間で築いた情報網をもとに機動的にタイトル買収というソリューションを提供できる体制を作り上げていきます。また、今後も半期に数本ペースでタイトルを増やして更なるリビルドのノウハウを蓄積してくとともに、「リビルドクリエイター」の育成を行い人材を確保することも重要であると認識しております。立ち上がりを見せているスマートフォンゲームセカンダリ市場を牽引する立場として引き続き市場の拡大、当社事業の成長に取り組んでまいります。

##### ② 新規事業・サービスへの積極的な取り組み

当社は更なる収益基盤の安定化及び持続的な成長を図るためには収益源を多様化する必要があると考えており、既存事業に続く新たな事業・サービスの開拓に積極的に取り組んでおります。

その一環として、大手ゲーム事業者も参加する国内最大規模のジャンル特化型の相互送客ネットワーク「CroPro (クロプロ)」を構築しております。CroPro (クロプロ) はビジュアルキャラクターゲームを持つゲーム事業者を中心に67社(平成27年12月31日現在)が参加し、ゲームタイトル間で相互にゲームを紹介する方法や、コラボレーションの実施によりゲームタイトル間で相互にユーザーを送客し合う方法により、ネットワーク参加社全体の発展を促進するものであります。今後も引き続きCroPro (クロプロ) を中心として積極的に新規事業・サービスに挑戦していく所存であります。

### ③ システム技術・インフラの強化

当社が提供するスマートフォンゲームは、スマートフォン／タブレット端末を通じインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及び技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対し、当社ではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、技術革新にも迅速に対応できる体制構築に努めてまいります。

### ④ 優秀な人材の確保と育成

スマートフォンゲームを開発・運営していくにあたって、プランナー、エンジニア、デザイナー等の優秀な人材を確保することは当社の継続的な成長に必要不可欠であります。そのため、職場環境の改善、福利厚生の実施及び採用活動の多様化に努めるとともに、企業認知度の向上に取り組み、人材の確保に力を入れております。

一方で、採用においては優れた能力のみならず、当社の理念と企業文化を共有できる人材の選考を心がけており、社員同士が協力し合いながら生き生きと働ける組織作りを大切にしております。

また社内研修・教育制度を強化し、チーム・ユニットの枠を超えた積極的な交流を図り、知見とノウハウを可視化・伝播することで企業と共に成長していく人材育成システムの構築を目指してまいります。

### ⑤ 内部管理体制の強化

当社が今後更なる業容拡大を図るためには、各種業務の標準化と効率化の徹底を図ることにより事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのために当社は、従業員に対し業務フローやコンプライアンス等を周知徹底させ、内部管理体制を強化するとともに、業務の効率化を図ってまいります。

当社の企業価値の最大化を図るべく、役職員一同、総力を結集してまいり所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第7期 平成24年 12月期	第8期 平成25年 12月期	第9期 平成26年 12月期	第10期 平成27年 12月期
売 上 高	397,740	800,630	993,302	2,964,029
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )	1,250	△319,618	568	131,533
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ )	720	△8,819	10,135	95,443
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	0.48	△5.86	6.07	38.84
総 資 産	189,401	193,136	499,812	2,974,812
純 資 産	75,530	66,711	268,968	2,372,904

(注) 当社は平成27年10月3日付で1株を100株にする株式分割を行っております。このため、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 重要な子会社の状況

当社は、子会社1社を有しておりますが、重要性に乏しいため記載を省略しております。

## ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容 (平成27年12月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
スマートフォンゲーム事業	<p>当社は既にリリースされたスマートフォンゲームをゲーム事業者から買収や提携により取得し、再生・運営を行う「リビルド事業」を行っております。昨今スマートフォンゲームのセカンダリ市場拡大を受けて、買収型のリビルド形態が増加してきております。</p> <p>また、ゲーム事業者向けに当社が提供している相互送客ネットワークCroPro(クロプロ)を運営しております。このCroPro(クロプロ)は当社独自の集客基盤であり、リビルド後のゲームタイトルの再生に寄与するサービスとなっております。</p>

(8) 主要な営業所 (平成27年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 港 区

(9) 従業員の状況 (平成27年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
143名 ( 32名)	91名	31.3歳	1.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員(正社員のほか契約社員も含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除く。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 当社は、スマートフォンゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
3. 最近1年において従業員が91名増加しております。主な理由は、事業の拡大に伴う期中採用が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (平成27年12月31日現在)

株式会社三井住友銀行 114,640千円

株式会社みずほ銀行 50,200千円



## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 3,332,000株  
(3) 株主数 1,594名  
(4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
上原 仁	794,500	23.84
グリー株式会社	517,500	15.53
B D a s h F u n d 2号投資事業有限責任組合	256,000	7.68
日本証券金融株式会社	243,100	7.30
株式会社セガゲームス	200,000	6.00
株式会社SBI証券	145,000	4.35
新生企業投資株式会社	129,400	3.88
笠原 健治	104,000	3.12
S M B Cベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任	85,000	2.55
嶺井 政人	80,000	2.40

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

(平成27年12月31日現在)

発行決議日	平成20年9月22日	
新株予約権の数	710個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 71,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 45,000円 (1株当たり 450円)	
権利行使期間	自 平成22年10月1日 至 平成30年8月31日	
行使の条件	(注) 1、2	
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く。)	新株予約権の数 710個 目的となる株式数 71,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社子会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職によりその地位を喪失した場合は喪失後1年間に限り行使することができる。その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。
2. 新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当会社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。

発行決議日	平成25年3月29日	
新株予約権の数	612個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 61,200株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 40,000円 (1株当たり 400円)	
権利行使期間	自 平成28年3月1日 至 平成35年2月27日	
行使の条件	(注) 1、2、3	
役員の保有状況	取締役(社外取締役 役を除く。)	新株予約権の数 612個 目的となる株式数 61,200株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時についても当社の取締役又は従業員であることを要する。  
2. 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、相続人がその権利を承継する。  
3. 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。

発行決議日	平成27年1月29日	
新株予約権の数	260個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 26,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 116,900円 (1株当たり 1,169円)	
権利行使期間	自 平成30年1月30日 至 平成37年1月28日	
行使の条件	(注) 1、2、3	
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く。)	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 220個 目的となる株式数 22,000株 保有者数 2名

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時についても当社の取締役、従業員又は監査役であることを要する。
2. 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、相続人がその権利を承継する。
3. 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の  
内容の概要

(平成27年12月31日現在)

発行決議日	平成27年1月29日
新株予約権の数	770個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 77,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 116,900円 (1株当たり 1,169円)
権利行使期間	自 平成30年1月30日 至 平成37年1月28日
行使の条件	(注) 1、2、3
使用人等への交付状況	新株予約権の数 770個 目的となる株式数 77,000株 交付者数 52名

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時についても当社の取締役、従業員又は監査役であることを要する。  
2. 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、相続人がその権利を承継する。  
3. 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。

発行決議日	平成27年7月14日
新株予約権の数	456個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 45,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 140,600円 (1株当たり 1,406円)
権利行使期間	自 平成30年5月16日 至 平成37年5月15日
行使の条件	(注) 1、2、3
使用人等への交付状況	新株予約権の数 456個 目的となる株式数 45,600株 交付者数 18名

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時についても当社又は当社子会社の取締役、従業員又は監査役であることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りでない。  
2. 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、相続人がその権利を承継する。  
3. 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上 原 仁	
取 締 役	嶺 井 政 人	当社 CFO
取 締 役	岩 城 農	株式会社セガゲームス 上席執行役員 セガネットワークス カンパニー COO
取 締 役	保 田 隆 明	小林産業株式会社 取締役 株式会社アイ・エム・ジェイ 取締役 神戸大学大学院経営学研究科准教授
常 勤 監 査 役	奥 原 淳	株式会社イーグルコンサルティング 代表取締役社長
監 査 役	中 山 和 人	黄櫨綜合法律事務所 パートナー
監 査 役	三 木 雄 信	ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社 代表取締役社長 トライオン株式会社 代表取締役社長 株式会社アドウェイズ 取締役 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 取締役 株式会社LITALICO 取締役 サイジニア株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 岩城 農氏及び保田 隆明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 岩城 農氏は、他のゲーム会社の執行役員等を兼任しており、ゲーム業界やインターネット業界における豊富な経験と見識を有しております。
3. 取締役 保田 隆明氏は、神戸大学大学院経営学研究科の准教授であり、ベンチャーファイナンス、コーポレートファイナンス、M&A等の分野において高い見識を有しております。
4. 監査役 奥原 淳氏、中山 和人氏及び三木 雄信氏は、社外監査役であります。
5. 監査役 奥原 淳氏は、金融機関における長年の経験と上場会社での取締役を歴任しており、財務等に関する豊富な知見を有しております。
6. 監査役 中山 和人氏は、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しております。
7. 監査役 三木 雄信氏は、複数の企業・団体の役員を兼務しており、長年の企業経営の経験を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	27,835千円 ( 600千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	11,781千円 (11,781千円)
合計 (うち社外役員)	7名 (5名)	39,616千円 (12,381千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成26年11月21日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成27年1月29日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
社外取締役	岩 城 農	株式会社セガゲームス セガネットワークスカ ンパニー	上席執行役員 COO
社外取締役	保 田 隆 明	小林産業株式会社 株式会社アイ・エム・ ジェイ 神戸大学大学院経営学 研究科	取締役 取締役 准教授
社外監査役	奥 原 淳	株式会社イーグルコン サルティング	代表取締役社長
社外監査役	中 山 和 人	黄櫨綜合法律事務所	パートナー
社外監査役	三 木 雄 信	ジャパン・フラッグシ ップ・プロジェクト株 式会社 トライオン株式会社 株式会社アドウェイズ ソフトバンク・テクノ ロジー株式会社 株式会社LITALICO サイジニア株式会社	代表取締役社長 代表取締役社長 取締役 取締役 取締役 監査役

- (注) 1. 社外取締役岩城農氏は株式会社セガゲームスの上席執行役員であり、同社は当社の株主であります。また、当社と同社等の間で営業上の取引があります。
2. その他兼職先との間には、重要な取引上の関係はありません。

## ② 当該事業年度における主な活動状況

### a 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会（27回開催）		監査役会（10回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	岩 城 農	27回	100%	—	—
社外取締役	保 田 隆 明	26回	96%	—	—
社外監査役	奥 原 淳	27回	100%	10回	100%
社外監査役	中 山 和 人	27回	100%	10回	100%
社外監査役	三 木 雄 信	27回	100%	10回	100%

### b 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役岩城農氏及び取締役保田隆明氏は、経営に関する豊富な知見を有しており、経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役奥原淳氏、監査役中山和人氏及び監査役三木雄信氏は、主に経営、財務及び法務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役両氏及び社外監査役中山和人氏は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 12,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 13,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務等について対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概況

#### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

#### ② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

#### ③ 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

## 6. 会社の体制及び方針及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a コンプライアンス規程を制定し、法令、定款の内容と共に全社に周知・徹底する。
  - b コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - c 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
  - d 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く又はそのおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる体制を構築する。
  - e 組織全体において、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a 取締役の職務執行に係る情報については、法令、情報管理規程、文書管理規程等によって保存部署及び保存期限を定め、適切に保存及び管理を行う。
  - b 取締役及び監査役は、これらの情報を、いつでも閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a リスク管理規程を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部門との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直す。
  - b 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - b 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)における業務の適正を確保するための体制
- a 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - (a) コーポレート部を子会社担当部署とし、子会社管理を行う。
    - (b) 当社取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、管理担当役員はその進捗状況を毎月当社取締役会に報告する。
    - (c) 当社の取締役は、当社グループの業務執行状況を監視・監督し、当社の監査役は、当社グループの取締役等の職務執行を監査する。
    - (d) 当社の内部監査担当者は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
  - b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - (a) リスク管理規程を制定し、子会社に周知・徹底するとともに、当社との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直す。
    - (b) 危機発生時には、代表取締役を責任者として対策本部等を設置し、当社グループ内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

- c 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役等の合理的な業務分掌及び責任の明確化を図るための各種社内規程の整備により、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営を推進する。

- d 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社に、その事業内容や規模等に応じた教育活動や内部通報制度等のコンプライアンス推進体制を構築させ、不正行為等の防止及び早期発見を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議のうえこれを任命し、補助業務に当たらせる。
- b 補助使用人は、監査役を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査役の指揮・命令にのみ服する。
- c 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- b 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。
- c 取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査役に報告する体制を整備するものとする。

- ⑧ 子会社の取締役等、若しくは会計参与、監査役若しくはこれらの者に相当する者、若しくは使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
- a 子会社の取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - b 子会社の取締役等及び使用人は、法令違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、速やかに当社監査役へ報告を行う。
- ⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう当社グループに周知・徹底する。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。
  - b 監査役は、代表取締役及び取締役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
  - c 監査役は、取締役等及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。
  - d 監査役は、監査法人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
  - e 監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

#### ① 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役が2名在籍しており、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度においては、取締役会を27回開催しております。

#### ② コンプライアンス

当社が、社会的信頼を確保し、さらなる発展を遂げるためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」を定め、内部通報制度を整備しております。

#### ③ リスク管理

当社は、リスクの防止及び会社損失の最小化を図るため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。また、地震、火災等の災害に対処するため、必要に応じてリスク管理統括責任者が、不測の事態に備えております。

リスク管理体制全般の適切性、有効性につきましては、当社の内部監査担当者が内部監査を通して検証しております。

#### ④ 監査役の監査

監査役は、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主総会の決議によって、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことが出来る旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への利益還元と同じく財務体質、並びに競争力の強化を重要な経営課題のひとつとして認識しております。現段階では当社はまだ成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、更なる事業拡大のための投資に充当していくことが最大の株主利益還元につながると考えております。

このような考えの下、今期の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、経営基盤の更なる安定に向けて財務体質を強化して事業の更なる成長を実現させるための投資資金として有効に活用してまいります。

なお、今後の配当実施可能性及びその実施時期等は現時点では未定であります。

# 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,442,790</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>550,707</b>
現金及び預金	1,732,278	買掛金	155,809
売掛金	557,434	短期借入金	50,200
前払費用	76,410	一年内返済予定 長期借入金	63,440
未収入金	46,112	未払金	140,795
繰延税金資産	28,865	未払費用	12,701
その他	2,722	未払法人税等	76,700
貸倒引当金	△1,033	未払消費税等	21,192
<b>固 定 資 産</b>	<b>532,021</b>	前受金	19,799
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>75,783</b>	その他	10,069
建物	22,535	<b>固 定 負 債</b>	<b>51,200</b>
工具、器具及び備品	53,247	長期借入金	51,200
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>18,597</b>	<b>負債合計</b>	<b>601,907</b>
ソフトウェア	18,597	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>437,640</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,372,904</b>
投資有価証券	3,280	資本金	1,188,308
敷金	108,675	資本剰余金	1,168,865
長期前払費用	280,144	資本準備金	1,168,865
繰延税金資産	41,403	利益剰余金	15,731
その他	4,136	その他利益 剰余金	15,731
		繰越利益 剰余金	15,731
		<b>純資産合計</b>	<b>2,372,904</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,974,812</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>2,974,812</b>

(注) 記載の金額は、千円未満を切捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,964,029
売 上 原 価		2,023,100
売 上 総 利 益		940,929
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		795,668
営 業 利 益		145,260
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	97	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,000	
そ の 他	54	1,151
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,172	
本 社 移 転 費 用	1,299	
株 式 交 付 費	5,838	
上 場 関 連 費 用	3,858	
そ の 他	709	14,877
経 常 利 益		131,533
特 別 利 益		
子 会 社 清 算 益	2,863	2,863
特 別 損 失		
減 損 損 失	33,513	33,513
税 引 前 当 期 純 利 益		100,883
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		75,709
法 人 税 等 調 整 額		△70,268
当 期 純 利 益		95,443

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 準 備 本 金	資 剰 余 合 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
				繰 越 利 益 剰 余 金	
当事業年度期首残高	184,060	164,620	164,620	△79,712	△79,712
事業年度中の変動額					
新株の発行	1,004,247	1,004,244	1,004,244		
当期純利益				95,443	95,443
事業年度中の変動額合計	1,004,247	1,004,244	1,004,244	95,443	95,443
当事業年度末残高	1,188,308	1,168,865	1,168,865	15,731	15,731

	株主資本	純 資 産 合 計
	株主資本 合 計	
当事業年度期首残高	268,968	268,968
事業年度中の変動額		
新株の発行	2,008,492	2,008,492
当期純利益	95,443	95,443
事業年度中の変動額合計	2,103,936	2,103,936
当事業年度末残高	2,372,904	2,372,904

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法により評価しております。
- ② その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法により評価しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産：定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
  - イ) 建物 8年～25年
  - ロ) 工具器具備品 2年～15年
- ② 無形固定資産：定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、将来の利用可能期間を見積り、当社が合理的と判断した以下の耐用年数による定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下のとおりであります。
  - イ) ウェブを利用したサービス 6ヶ月～2年  
提供に係るもの
  - ロ) その他 1年～5年
- ③ 長期前払費用  
主としてスマートフォンゲームの配信権であり、効果の及ぶ期間に渡って均等償却をしております。

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理：消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

8,132千円

3. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類
スマートフォンゲーム 配信権	本社（東京都港区）	長期前払費用

当社は、資産のグルーピングを各スマートフォンゲームのプロジェクト単位で行っております。また、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。

スマートフォンゲームのうち、収益性が低下しているスマートフォンゲームについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は長期前払費用33,513千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 3,332,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	平成20年9月9日 取締役会決議分	平成26年3月26日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	72,000株	9,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(単位：千円)

売掛金	7,604
未払事業税	7,132
未払金	6,514
前受金	6,546
減価償却超過額	29,366
減損損失	11,080
その他	2,023
繰延税金資産小計	70,268
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	70,268

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

借入金は、主に運転資金として調達しております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程等に従い、担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、銀行に定期的に金融商品に関する情報を収集し見直しを実施しております。

##### ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署から報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品に時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,732,278	1,732,278	—
(2) 売掛金	557,434		
貸倒引当金（注1）	△1,033		
売掛金（純額）	556,400	556,400	—
資産計	2,288,679	2,288,679	—
(1) 買掛金	155,809	155,809	—
(2) 短期借入金	50,200	50,200	—
(3) 長期借入金	114,640	114,600	△39
負債計	320,649	320,609	△39

(注) 1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

2. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記  
親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(会社等)	グリー株式会社	東京都港区	2,290	インターネットメディア事業	(被所有) 15.5%	被協業先、当社のサービス提供、代金の回収の委託	協業による売上	301,502	売掛金	99,769
							当社サービスの提供	404,398	売掛金	78,516
							手数料の支払い	134,366	—	—
							協業に係る開発負担金	32,400	未収入金	32,400
							コンテンツ利用料の支払い	40,000	長期前払費用	30,000
							配信権取得に係る支払い	20,300	長期前払費用	10,150

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引条件を勘案し、契約に基づいて決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 712円16銭  
1株当たり当期純利益 38円84銭

(注) 当社は平成27年10月3日付で1株を100株にする株式分割を行っております。このため、当期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書

平成28年2月16日

株式会社マイネット  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 口 和 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齊 藤 直 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マイネットの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行及び当該システムの運用状況についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月17日

株式会社マイネット 監査役会

常勤監査役(社外監査役)

奥原 淳 ㊟

社外監査役

中山 和人 ㊟

社外監査役

三木 雄信 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 当社は、取締役会の監督機能を強化することによってコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに経営の透明性と効率性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。(変更案第4条並びに第4章、第5章(現行定款第5章の削除を含む)及び附則の規定)

(2) 取締役が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります。また、改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款の変更を行うものであります。以上の新設及び変更については、各監査役の同意を得ております。(変更案第21条)

(3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会決議のみならず、取締役会の決議により行うことが可能となるよう定款規定を変更し、併せて当該規定の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)及び同第46条(中間配当)を削除するものであります。(変更案第38条及び第39条)

(4) その他、法令の表現に合わせた文言の整備、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行のとおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol>
<p>第 5 条 ～ 第 6 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 条 ～ 第 6 条 (現行のとおり)</p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、<u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 8 条 ～ 第 1 8 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 条 ～ 第 1 7 条 (現行のとおり)</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役は、8 名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第 1 8 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、8 名以内とする。</p> <p>2) <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 2 0 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。</p> <p>2) (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 1 9 条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。</u></p> <p>2) (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2) 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第 2 0 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>3) 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4) 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始時までとする。</p>
<p>(取締役の責任限定契約) 第 2 2 条 (新設)</p> <p>当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>金 1 0 0 万円以上であら</u><u>かじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除及び責任限定契約) 第 2 1 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2) 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令の定める額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 代表取締役は取締役会の決議で選定する。</p> <p>2) (条文省略)</p> <p>3) 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役として取締役社長1名を定め、他に必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は取締役会において、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2) (現行のとおり)</p> <p>3) 取締役会は、その決議により取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役として取締役社長1名を定め、他に必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (条文省略)</p> <p>2) (条文省略) (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行のとおり)</p> <p>2) (現行のとおり)</p> <p>3) 前二項にかかわらず、<u>監査等委員会</u>が選定する監査等委員は、<u>取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、<u>取締役会の決議をもって同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第26条 ~ 第27条 (条文省略)</p>	<p>第26条 ~ 第27条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会議事録)  第28条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会議事録)  第28条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(取締役会規程)  第29条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)  第29条 (現行のとおり)</p>
<p>(報酬等)  第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)  第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会  (員数)  第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除)  (削除)</p>
<p>(選任方法)  第32条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)  第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。  2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任限定契約)  第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	(削除)
(監査役会の決議方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会の議事録) 第38条 監査役会の議事については法務省令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。	(削除)
(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。	(削除)
(報酬等) 第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(削除)



現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 3 1 条 監査等委員会の招集通知は、会 日の 3 日前までに各監査等委員に 対して発するものとする。ただ し、緊急の必要があるときは、こ の期間を短縮することができる。</p> <p>2) 監査等委員全員の同意があるど きは、招集の手続きを経ないで 監査等委員会を開くことができ る。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 3 2 条 監査等委員会の決議は、法令に 別段の定めがある場合を除き、監 査等委員の過半数をもって行う。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 3 3 条 監査等委員会に関する事項は、 法令又は本定款のほか、監査等委 員会において定める監査等委員会 規程によるものとする。</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 4 1 条 ~ 第 4 2 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 3 4 条 ~ 第 3 5 条 (現行のとおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 4 3 条 会計監査人の報酬、賞与その他 の職務執行の対価として当会社か ら受ける財産上の利益は、代表取 締役が監査役会の同意を得て定め る。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 3 6 条 会計監査人の報酬、賞与その他 の職務執行の対価として当会社か ら受ける財産上の利益は、代表取 締役が監査等委員会の同意を得て 定める。</p>
<p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 4 4 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 3 7 条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)  第45条 剰余金の配当は毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p>	<p>(剰余金の配当)  第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(中間配当)  第46条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)  第39条 当社の期末配当の基準日は1) 2月31日とする。  2) 当社の中間配当の基準日は6月30日とする。  3) 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(剰余金の配当の除斥期間)  第47条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当の除斥期間)  第40条 (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則  (監査役の責任免除に関する経過措置)  第10期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生以前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関して監査役と締結済の責任限定契約については、なお変更前の定款第34条の定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（4名）は、任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	うえはら ひとし 上原 仁 (昭和49年11月15日生)	平成10年4月 平成13年11月 平成16年4月 平成18年6月	日本電信電話株式会社入社 NTTブロードバンドイニシアティブ株式会社へ転籍 NTTレゾナント株式会社へ転籍 当社設立代表取締役社長就任(現任)	794,500株
2	みねい まさと 嶺井 政人 (昭和59年9月29日生)	平成18年8月 平成21年4月 平成25年2月 平成26年11月	もっとネクスト株式会社設立代表取締役就任 モルガン・スタンレー証券株式会社(現モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)入社 当社入社 執行役員CFO就任 取締役CFO就任(現任)	80,000株
3	おくはら あつし 奥原 淳 (昭和33年10月27日生)	昭和56年4月 平成11年12月 平成14年5月 平成16年3月 平成17年4月 平成18年12月 平成25年6月 平成25年12月	株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)入行 株式会社ヒマラヤ役員待遇東京事務所長 株式会社イーエスプログレスCOO就任 株式会社テレマーケティングジャパン営業本部長 株式会社イーテレサービス代表取締役社長就任 株式会社メディア工房取締役営業本部長就任 株式会社グルメぴあネットワーク代表取締役就任 株式会社イーグルコンサルティング設立代表取締役社長就任(現任) 当社常勤監査役就任(現任)	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	いわき みのる 岩城 農 (昭和54年9月25日生)	平成18年7月 株式会社セガ(現株式会社セガゲームス)入社 平成22年7月 同社社長室戦略企画開発室長 平成23年8月 同社モバイルニューメディア事業部 モバイルニューメディア部長 平成24年7月 株式会社セガネットワークス(現株式会社セガゲームス)執行役員 事業本部長 北京世嘉無線娛樂科技有限公司 董事 平成24年12月 株式会社SPG labo取締役就任(現任) 株式会社f4samurai社外取締役就任(現任) 平成26年4月 SEGA Networks Inc. Board of Director (COO) 北京世嘉無線娛樂科技有限公司 董事(現任) 株式会社セガネットワークス(現株式会社セガゲームス)上席執行役員 事業本部長 当社取締役就任(現任) 平成26年9月 株式会社セガゲームス 上席執行役員 セガネットワークカンパニー COO就任(現任) 平成27年4月 SEGA Networks Inc. Board of Director (President/CEO) (現任)	一株

- (注) 1. 岩城農氏が上席執行役員を務める株式会社セガゲームスは、当社株式を200,000株保有する株主であり、当社との間に営業上の取引があります。その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上原仁氏、嶺井政人氏及び岩城農氏の3名は、現在、当社の取締役であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項(1) 取締役及び監査役の氏名等」(14頁)に記載のとおりであります。
3. 奥原淳氏は現在、当社の常勤監査役であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項(1) 取締役及び監査役の氏名等」(14頁)に記載のとおりであります。
4. 奥原淳氏は取締役、岩城農氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 奥原淳氏は、金融機関における長年の経験と上場会社の取締役を歴任しており、財務等に関する豊富な知見を有しており、独立した立場から、当社の経営に対する監督機能の強化や、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言をいただけるものと考えております。このため、当社は、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものです。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年4ヶ月となります。
- (2) 岩城農氏は、他のゲーム会社の執行役員等を兼任しており、ゲーム業界やインターネ

- ット業界における豊富な経験と見識を活かし、当社の経営全般に関する有益な助言及び提言をいただけるものと考えております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者とするものです。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年7ヶ月となります。
5. 当社と岩城農氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において同氏が再任した場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	ほうだ たかあき 保田 隆明 (昭和49年11月16日生)	平成10年4月	リーマン・ブラザーズ証券会社入社	20,000株
		平成14年6月	UBS証券株式会社入社	
		平成16年3月	Life On株式会社設立代表取締役就任	
		平成17年1月	ネットエイジキャピタルパートナーズ株式会社入社	
		平成18年1月	株式会社オフィスワクワク設立代表取締役就任	
		平成18年7月	当社取締役就任(現任)	
		平成22年4月	小樽商科大学大学院准教授	
		平成26年4月	昭和女子大学准教授	
		平成27年1月	小林産業株式会社取締役就任(現任)	
		平成27年3月	株式会社アイ・エム・ジェイ社外取締役(現任)	
		平成27年9月	神戸大学大学院経営学研究科准教授(現任)	
2	なかやま かずひと 中山 和人 (昭和49年11月24日生)	平成10年4月	日本電信電話株式会社入社	一株
		平成21年12月	弁護士登録	
		平成24年4月	虎ノ門イデア法律事務所(現黄櫨綜合法律事務所)設立パートナー(現任)	
		平成26年3月	当社監査役就任(現任)	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
3	みき たけのぶ 三木 雄信 (昭和47年11月30日生)	平成7年4月 平成10年4月	三菱地所株式会社入社 ソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)入社	一株
		平成13年6月	ソフトバンク・テクノロジー株式会社監査役就任	
		平成18年5月	ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社代表取締役社長就任(現任)	
		平成18年12月	トライオン株式会社代表取締役社長就任(現任)	
		平成19年6月	株式会社アドウェイズ取締役就任(現任)	
		平成21年9月	株式会社LITALICO 取締役就任(現任)	
		平成24年10月	サイジニア株式会社 監査役就任(現任)	
		平成26年6月	ソフトバンク・テクノロジー株式会社取締役就任(現任)	
		平成27年1月	当社監査役就任(現任)	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 保田隆明氏は、現在、当社の社外取締役であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項(1) 取締役及び監査役の氏名等」(14頁)に記載のとおりであります。
3. 中山和人氏、三木雄信氏の両氏は現在、当社の監査役であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項(1) 取締役及び監査役の氏名等」(14頁)に記載のとおりであります。
4. 保田隆明氏、中山和人氏及び三木雄信氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 保田隆明氏は、神戸大学大学院の准教授であり、ベンチャーファイナンス、コーポレートファイナンス、M&A等の分野において高い見識を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外取締役候補者とするものです。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって9年9ヶ月となります。
- (2) 中山和人氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた高度な人格と企業法務を始めとした幅広い専門的な法律知識を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外取締役候補者とするものです。
- (3) 三木雄信氏は、多数の上場ベンチャー会社の社外役員に招聘されており、長年の企業経営の経験を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外取締役候補者とするものです。
5. 当社と保田隆明氏、中山和人氏の両氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において両氏が再任した場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
- また、三木雄信氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。
6. 当社は、保田隆明氏、中山和人氏及び三木雄信氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、3氏の選任が承認された場合は、改めて3氏を独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成26年11月21日開催の臨時株主総会において年額500万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、これを廃止した上で、新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内とさせていただきます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、定款変更の効力発生の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬を年額500万円以内とさせていただきます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

以上







# 株主総会会場ご案内図

場所：〒107-0061 東京都港区北青山二丁目11番3号  
A-PLACE青山3階 株式会社マイネット会議室  
TEL 03-6864-4221

交通：○東京メトロ銀座線「外苑前駅」出口3より徒歩4分



駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。